

鳴門市議会及び鳴門市議会議員の法令遵守の 徹底と政治倫理の確立に関する決議

鳴門市議会は、本年3月22日に、榎原幸告前監査委員の服務に関する百条調査特別委員会を設置し、榎原幸告前監査委員の地方自治法第198条の3第1項に規定する服務、公正不偏の保持に関する事項及び同条第2項に規定する守秘義務に関する事項について調査を行ってきた。

調査特別委員会の調査において、榎原幸告前監査委員が、監査委員の権限を行使する中で知り得た情報や、監査委員事務局長との会話を隠し録りし、特定の個人に渡したという事実が明らかになり、調査特別委員会において、榎原幸告前監査委員のこうした行為は、地方自治法に規定する監査委員の守秘義務に違反すると結論づけられた。

議会から選出した監査委員のこうした行為は、本市の監査の信憑性や信頼性を損なうものであるとともに、市民の鳴門市議会及び市議会議員に対する信頼を大きく失墜させるものである。

こうした事実行為を鳴門市議会及び我々市議会議員は、重く受け止め、市民への信頼回復に向けて、その行動を示さなければならない。

よって、鳴門市議会及び鳴門市議会議員は、二度とこのような事態が生じないよう、地方自治法をはじめとする法令遵守並びに服務規律の徹底を図るとともに、議員の政治倫理への自覚を高め、市民の負託と市民の信頼に応えていくことを決意する。

以上、決議する。

平成25年9月25日

鳴門市議会